▶記述式対策

ブリッジ講座テキスト

記述式問題を解答するための適切な方法論で記述式対策を万全にします!

▶択一・記述 ブリッジシリーズ

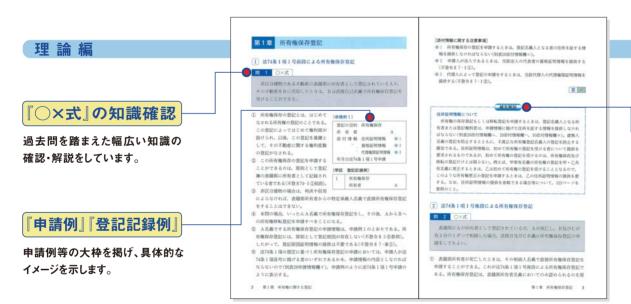
記述式対策を万全にする!

[竹下貴浩著 早稲田経営出版]

記述式試験は、択一式試験の延長上に存在するもので、単に「申請書」を覚えれば正解できるものではありません。記述式試験の問題を解答するためには、前提となる択一式の知識が必要となります。このブリッジシリーズのテキストは択一式と記述式の知識、実体法と手続法の知識を有機的に結合させ、記述式問題を解答するための思考方法を示しながら学習することで、記述式試験対策はもちろんのこと、択一式試験の知識の理解も深められるテキストとなっています。

「理論編」で記述式問題への基本的な思考方法を学習し、「実戦編」で本試験に近い記述式問題を解くことで、高い学習効果をあげることができます。





54 10 4 20

『補充解説』を適宜挿入

関連事項等の確認の手助けに なり、理解が進みます。各テーマ の末尾には『参考先例等』も適 宜掲載しています。

実 戦 編

『本問のポイント』の掲載

問題の出題意図・論点の確認ができます。各テーマの末尾の『本問における確認事項』とほぼ対応しています。

詳細な解説

実体上・手続上・申請情報作成上 の問題点を様々な角度から解説し ています。適宜「関連事項」、「参考 先例等」も挿入しています。

本類は、小間1の登記が完了したことを前提として、丁及び乙が相 (いで死亡したときの相続登記手続を関うものである。 、②の方法による場合よりも登録免許税が高くなる。問題文 は、登録免許税が安くなる方法によって申請すべき旨の記載があるので、 ②の方法によって申請情報を作成する。 1. 家体上及び登記手続上の問題点 丁特分全部移転の登記について ① 登記の目的及び原因 Tには、配偶者も直系単属もいないので(注(E))。直系尊属が相続人とな 登記の目的は、「丁特分全部移転」、登記原因は、丁の死亡した日をあ る(氏 889+1① x χ)。 丁が死亡した時点においては、直系準属である乙は生存していたのだから、丁の相続人は乙である。 げて、乙が相続した旨を記載し、さらに乙の死亡した日をあげてその日 相続である旨を記載する。 12 乙の他級人は最か この配偶者であった中は、この形で時には定じしているため、この相談 人は子さある例及の丁になるはすである。しかし、丁は、こよりも見に死 じしているので、観視人とはなるない。また、丁には国無機はいないの、 、丁を代職して報義人となる名もいない。したがって、この相談人は所 のみとなる。なお、所は、甲の根板のついて相談を快撃しているが、その ことによってこの相談に加づく相談権を抱実することにはならない。 在相続人である丁をかっこを付して記載した上で、相続人である丙の ルド作性 本間では問われていないが、添付情報は、通常の相続登記の場合。 ② 乙炒分全部移転の登記について 本件組織登記については、特に説明を要する点はないであるう。解答例 を参照のこと。添付情報も適常の相談登記と同様に考えればよい。

方法を取りうる)。「乙特分全部移転」の登記によって乙から丙への移転

M 4 88 55

『ブリッジ理論編』との 相互リンク

ブリッジ理論編の該当ページを 掲載。相互にリンクさせること で、より理解が深まります。